



ロータリーは機会の扉を開く

ホルガー・クナーク

国際ロータリー2020-21年度会長

第2510地区 第11グループ 函館東ロータリークラブ

会報 2020~2021

- 例会場 / ホテル函館ロイヤル TEL (0138) 26-8181 (代)
- 例会日 / 毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所 / ニチロビル4F TEL (0138) 23-3870 FAX (0138) 22-2251
- 会長 / 佐藤真一 ● 副会長 / 吉川達也
- 幹事 / 新保栄子
- 友好クラブ / 長崎東ロータリークラブ

第3046回 12月1日(火)

本日の
プログラム

「年次総会」

次週の
プログラム
12月8日(火)

「函館から全国に広がった
草の根国際交流 その40年」

国際交流センター 事務局長 池田 誠 氏

結 束 今できる奉仕と
友情の輪を広げよう

2020~2021年度 会長 佐藤 真一

第3045回例会 2020年11月17日(火) 天候 晴

月間テーマ 疾病予防と治療月間

■ロータリーソング 我等の生業

■司 会 吉川 達也 副会長

■ビジター

函館五稜郭RC 谷井 伸之 氏

■会長報告

- 1、理事会報告
- 2、11月10日に第3回クラブアッセンブリーを開催いたしました。

■幹事報告

- 1、長崎東RCより会報が届きましたので回覧いたします。
- 2、他クラブ例会変更：18日(水)函館北RC取消休会、函館亀田RC11月30日から令和3年1月4日まで取消休会 ビジターの受付は行われません。
- 3、12月1日に理事会を開催いたしますので、議案のある委員会は11月27日(金)までに事務局へお知らせ下さい。

「成年後見 - 実践と悩み -」

函館弁護士会 弁護士 平井 喜一 会員



成年後見制度について、この数年の例会では、成年後見に関するゲストスピーカー（函館市成年後見センター、社会福祉士）を当職のついでにお招きしたことがあり、また、司法書士である國谷会員の卓話でも過去に取りあげられたことがありますので、本日は、制度の説明ではなく、成年後見人としての活動の実情という切り口からお話しさせていただきます。

事案の特定に至らないよう注意して、一般論としてお話しさせていただきますが、念のため、配布資料は項目の箇条書きにとどめさせていただきます。

第1 成年後見制度のおさらい

- ① 成年後見制度について
- ② 成年後見制度の理念
- ③ 成年後見人の権限

①成年後見制度は、アルツハイマーや精神障がい・知的障がい等で判断能力が低下した方について、本人の残存能力に応じて後見・保佐・補助の3段階。

②昔は本人の財産が浪費されないようにするという発想であったが、個人の尊厳・自己決定権の尊重、生まれ育った地域でなるべく暮らせるようにといった考え方、近年は意思決定支援という考え方が重視され、厚労省から意思決定支援ガイドラインも公表された。

③一番ランクの重い後見の利用が多いのは、もはや放置できない状態になってはじめて利用を考慮することが多いからでもあり、後見人の権限が強大であるがためでもある。成年後見人は、本人の財産について包括的代理権を有する。

第2 成年後見人の活動—本人孤独型事案

- ① 生活環境整備
- ② 関係機関への届出
- ③ 福祉職との連携
- ④ 財産管理・処分

①本人の自宅が極端な場合であればゴミ屋敷に、そこまで行かなくても不要品が山のようにあったり、夏なのにストーブをつけているなど問題のあるケースがある。

②後見人は、金融機関、保険会社、社会保険事務所など様々な機関に届出が必要。書式もまちまちなので面倒。携帯電話は契約・解約とも面倒。

③関係機関の中でも、福祉関係者との連携はとりわけ重要。生活環境の改善につなげる。

④後見人の感覚で不要品として良いか、悩むことはままある。仏壇等の取扱をどうするか。

慣れ親しんだ自宅をどうするか、戻らないから即売するというものではない一方、保持すると火災保険、水抜き、草刈りなどの責任。

第3 成年後見人の活動—紛争型事案

- ① 本人との関係性
- ② 親族間の対立
- ③ 遺産を巡る手続
- ④ 本人と親族の関係調整

①本人が理解していない場合、引きこもりがちの場合など。

②子どもの仲が悪く、お互いにあいつには任せられないという場合。本人がどちらか一方についている場合もあれば、双方とも嫌っていない場合もある。立ち位置が難しい。

③勝手に遺産を浪費されては困る、という考え方と本人の自己決定権との衝突。

■ニコニコボックス

新保幹事 平井会員、卓話楽しみにしております。松井会員、宮崎あけみ会員、安田会員、時田会員 月始めです。

戸嶋会員 お久しぶりです。

■広告料

サロンドエピ/有)しんぼ建築設計室 新保栄子会員

■出席報告

・11月17日(火) 会員38名中 出席22名

潮 産 業 (株)

外崎 剛 会員

西桔梗町591-33 電話 49-5225

④後見人の立場でどこまで立ち入るか、局外中立だけでよいのか。

第4 成年後見人の活動—死後事務

- ① 葬儀について
- ② さまざまな事務行為
- ③ 相続とひきつぎ

①葬儀について、決まっていないと大変。親族が誰もいない場合のほうがかえって楽。

葬儀社さんに急ぎょ電話してお世話になったことも・・・。

②諸手続について、葬儀社さんがついていると相当楽をできる。それでも、年金事務所など手続きをしておいた方がよい。

③相続人への引き継ぎについて、相続人のうちの誰か一人に引き継げば良いが、複数人からよこせと言われた場合どうするか。

相続人がいない場合については、相続財産管理人の制度。相続人でない従兄弟などが介護や葬儀で苦勞した場合特別縁故者としての分与。最後に残った遺産は国に帰属。



市内他クラブ プログラム

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| 11/25~3/18 | 函館北RC | 取消休会及び祝日週休会 |
| 11/26~12/10 | 函館RC | 取消休会 |
| 12月4日(金) | 函館五稜郭RC | 卓話 |
| 11/30~1/4 | 函館亀田RC | 取消休会 |
| 12月1日(火) | 函館セントラルRC | 取消休会 |

◆ テレフォンサービス 26-3170 ◆

ホンダプリモ西函館(株)

杉谷 保子 会員

大縄町22-2 電話 42-2838